

(参考) 令和元年度末時点のPCB廃棄物の保管等の状況及び令和2年度末時点への変化量

参考表1-1 PCB廃棄物の保管状況(令和2年3月31日現在)

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器(トランス)	269	約1,100台	14,076	約43,000台	715	約1,800台
コンデンサー(3kg以上)	7,261	約33,000台	5,333	約21,000台	803	約2,600台
コンデンサー(3kg未満)	1,621	約880,000台	1,475	約100,000台	239	約14,000台
柱上変圧器(柱上トランス)	-	-台	244	約170,000台	16	約600台
安定器	9,383	約2,100,000個	578	約65,000個	761	約51,000個
PCBを含む油	423	約440トン	2,040	約14,000トン	94	約13トン
感圧複写紙	72	約38トン	75	約160トン	11	約850トン
ウエス	809	約120トン	1,210	約270トン	112	約30トン
OFケーブル	-	-トン	62	約1,300トン	0	0トン
汚泥	82	約530トン	205	約5,900トン	35	約320トン
塗膜	9	約5トン	286	約4,300トン	3	0.26トン
その他の機器	221	約38,000台	3,192	約20,000台	164	約620台
その他	1,300	約970トン	3,036	約14,000トン	286	約270トン

参考表1-2 令和元年度末から令和2年度末時点にかけての保管量の変化量

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器(トランス)	-80	約-260台	-1,210	約5,000台	-94	約900台
コンデンサー(3kg以上)	-1,672	約-15,000台	-467	約-3,000台	-117	約-400台
コンデンサー(3kg未満)	-138	約-210,000台	-17	約-24,000台	-14	約2,000台
柱上変圧器(柱上トランス)	-	-台	-34	約-20,000台	-2	約10台
安定器	-1,436	約-600,000個	-98	約-21,000個	-99	約-13,000個
PCBを含む油	-82	約-130トン	-121	約-4,800トン	-32	約-1トン
感圧複写紙	-44	約-31トン	-13	約80トン	-2	約-200トン
ウエス	-253	0トン	-76	約40トン	-32	約-9トン
OFケーブル	-	-トン	-3	約800トン	1	0.001トン
汚泥	-16	約-170トン	10	約-2,500トン	-13	約60トン
塗膜	-5	約-4トン	111	約-3,300トン	0	0トン
その他の機器	-51	約-13,000台	-413	約-3,000台	-23	約-130台
その他	-300	約-90トン	-79	0トン	-73	約-120トン

○表1-1及び表1-2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等(「変圧器(トランス)」、「コンデンサー(3kg以上)」、「コンデンサー(3kg未満)」、「柱上変圧器(柱上トランス)」、「安定器」、「その他の機器」)が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

○PCB等(「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」)については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器(トランス)」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー(3kg以上)」は、54kgを1台
- ・「コンデンサー(3kg未満)」は、0.26kg又は0.28ℓ、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9ℓ、0.01缶をそれぞれ1個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他の機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

参考表2-1 PCB使用製品の所有状況(令和2年3月31日現在)

製 品 の 種 類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変 圧 器 ( ト ラ ン ス )	56	約 120 台	10,963	約 39,000 台	1,697	約 4,500 台
コ ン デ ン サ ー ( 3 k g 以 上 )	809	約 1,600 台	1,132	約 5,300 台	2,015	約 3,800 台
コ ン デ ン サ ー ( 3 k g 未 満 )	66	約 4,300 台	325	約 8,400 台	114	約 1,200 台
柱 上 変 圧 器 ( 柱 上 ト ラ ン ス )	-	- 台	103	約 11,000 台	8	9 台
安 定 器	1,429	約 69,000 個	-	- 個	275	約 11,000 個
P C B を 含 む 油	12	約 2 kg	82	約 270,000 kg	9	約 22 Kg
感 圧 複 写 紙	0	0 kg	0	0 kg	0	0 Kg
ウ エ ス	1	11 kg	3	約 4,000 kg	0	0 Kg
O F ケ ー プ ル	-	- kg	88	約 430,000 kg	0	0 Kg
汚 泥	1	約 23 kg	3	約 11,000 kg	0	0 Kg
塗 膜	1	0 kg	100	約 710,000 kg	4	0 Kg
そ の 他 の 機 器	14	95 台	1,438	約 6,800 台	176	約 650 台
そ の 他	21	約 2,400 kg	302	約 1,800,000 kg	71	約 4,300 Kg

参考表2-2 令和元年度末から令和2年度末時点にかけての所有量の変化量

製 品 の 種 類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変 圧 器 ( ト ラ ン ス )	-30	約-38 台	-410	約-3,000 台	-155	約-600 台
コ ン デ ン サ ー ( 3 k g 以 上 )	-348	約-680 台	-23	約 200 台	-186	約-300 台
コ ン デ ン サ ー ( 3 k g 未 満 )	-9	約-500 台	34	約 2,600 台	10	約 300 台
柱 上 変 圧 器 ( 柱 上 ト ラ ン ス )	-	- 台	-6	約-4,900 台	-1	-1 台
安 定 器	-513	約-29,000 個	-	- 個	-102	約-4,200 個
P C B を 含 む 油	-4	約-1 kg	8	約-10,000 kg	-2	約 328 Kg
感 圧 複 写 紙	0	0 kg	0	0 kg	0	0 Kg
ウ エ ス	-1	-11 kg	-2	約-4,000 kg	0	0 Kg
O F ケ ー プ ル	-	- kg	-15	約-30,000 kg	0	0 Kg
汚 泥	-1	約-23 kg	-1	約-11,000 kg	0	0 Kg
塗 膜	-1	0 kg	82	約-50,000 kg	0	0 Kg
そ の 他 の 機 器	-3	-18 台	-97	0 台	-21	約 190 台
そ の 他	-12	約-1,200 kg	34	約 800,000 kg	-20	約-1,200 Kg

○表2-1及び表2-2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等（「変圧器（トランス）」、「コンデンサー（3kg以上）」、「コンデンサー（3kg未満）」、「柱上変圧器（柱上トランス）」、「安定器」、「その他の機器」）が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

○PCB等（「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」）については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器（トランス）」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー（3kg以上）」は、54kgを1台
- ・「コンデンサー（3kg未満）」は、0.26kg又は0.28ℓ、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9ℓ、0.01缶をそれぞれ1個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。